

建設業の事業主の皆様へ

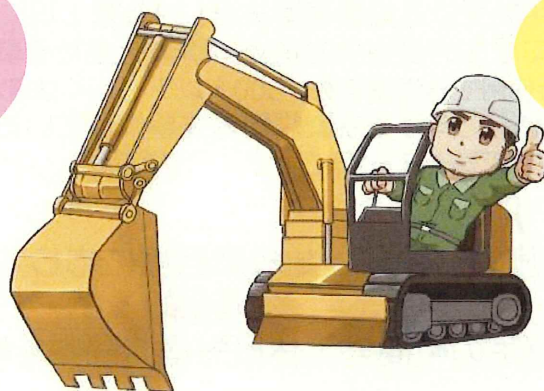
## 「働き方」が変わります！

2024(令和6)年4月1日から

時間外労働の上限規制が適用されます。



現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024(令和6)年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

週休2日制  
の推進年次有給休暇  
の  
取得促進適正な  
工期の設定適切な賃  
金水準の  
確保施工時期  
の平準化人材確保と  
育成など

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。



- ・ **1年間**の時間外労働は**720時間以内**。
- ・ **1か月**の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**。（※）
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**（※）
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

（※）災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。



厚生労働省 富山労働局 労働基準監督署

# 令和5年4月から中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました！

(令和5年4月1日～)

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

## 働き方改革推進支援助成金(適用猶予業種等対応コース)

### 【対象事業主】

申請期限：2023年12月28日(木)

次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第1項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※)であること。 ※ 常時使用する労働者数が300人以下もしくは資本金または出資額が3億円以下
- (2) 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- (3) 交付申請時点で、36協定を締結していること。 など

### 【成果目標と助成上限額※1】

以下の何れかを1つ以上実施し、達成した成果目標に応じて以下の助成上限額となる。

#### ① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減

月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減：**最大250万円**

#### ② 所定休日の増加

4週4休から4週8休まで、所定休日が1日増加するごとに**25万円(最大100万円)**

### 【助成対象となる取組】

就業規則等の作成・変更費用、労務管理担当者等への研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等の労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

助成金の支給条件等の詳細はお問合せ下さい → 富山労働局 雇用環境・均等室 076-432-2740

## ⊗ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為(いわゆる「下請たたき」)は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)

建設現場の「働き方改革」が急務です！

## 建設企業のみなさまへ

2024（令和6）年4月1日から

### 建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働の上限は、原則として45時間/月、360時間/年となり、災害対応等の特別な事情がなければこれを超えることができません。

### 長時間労働前提の著しく短い工期の請負契約は禁止です

建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

短い工期での工事は、長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれもあります。  
著しく短い工期で契約締結した注文者が建設業者である場合、勧告や、指示処分の対象となります。

詳しくは裏面をご確認下さい

## 適正な工期設定にあたって取り組んで頂きたい事項

建設企業の皆さまは、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めること、また以下の点に留意することが必要です。

### ◆不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）

- 法令違反のおそれがある例：原材料費等の高騰や納期遅延が発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について、協議に応じない、必要な変更契約を行わない場合

### ◆著しく短い工期の禁止（同法第19条の5）

- 法令違反のおそれがある例：下請負人の責めに帰さない理由（前工程の遅れ等）により工期を変更する際、変更後の下請工事期間が通常よりもかなり短い期間での下請契約の場合

### ◆建設工事の見積もり等（同法第20条の4）

- 法令違反のおそれがある例：元請負人が不明確に工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積もりを行わせた場合

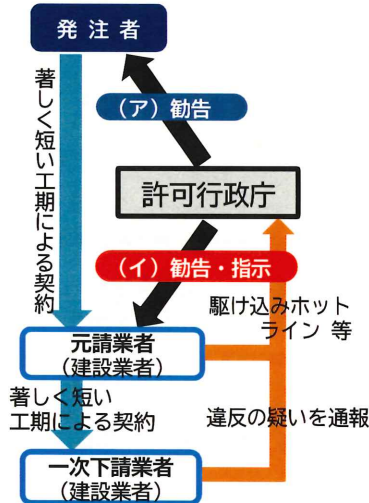
適正な工期の確保

週休2日など WLB

魅力ある職場環境

新たな担い手の確保に！

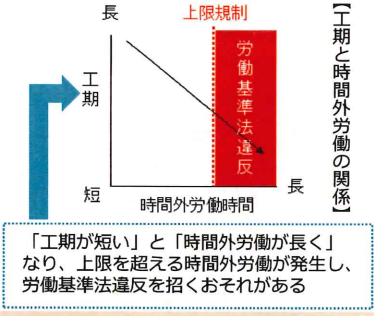
「通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期」とする請負契約を締結した場合、発注者に対し、国土交通大臣又は県知事は必要な勧告を行うことがあります（勧告に従わない場合は公表されることがあります）



(ア) 国土交通大臣又は県知事は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。  
※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣又は県知事は建設業法第4条1条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。  
※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは  
○「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく「工期に関する基準」（令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。



### ◆工期に関する基準

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000190.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html)



### ◆建設業法令遵守ガイドライン

- 【著しく短い工期の禁止に該当となるおそれがある行為事例】
- ① 元請負人が、発注者からの早期の引渡しの求めに応じるため、下請負人に対して、一方的に当該下請工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする下請契約を締結した場合
  - ② 下請負人が、元請負人から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
  - ③ 工事全体の一時中止、前工程の遅れ、元請負人が工事数量の追加を指示したなど、下請負人の責めに帰さない理由により、当初の下請契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の下請工事を施工するために、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合
- <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493756.pdf>



### ◆駆け込みホットライン

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「駆け込みホットライン」が各地方整備局に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、受注者、元請負人、下請負人を問わず、通報・相談することができます  
<https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>

